

○荒尾市病院事業プロポーザル方式事業者選定実施要綱（一部抜粋）

（最優秀提案事業者の候補者特定）

**第13条** 評価委員会は、提案者からのプレゼンテーション及び提案書の内容を審査した上で評価点を付し、その順位を決定する。

2 評価委員会は、前項の順位の結果及び提案価格の評価を併せて行い、最優秀提案事業者の候補者を特定するものとする。ただし、全ての提案者が要求水準を満たさないと判断した場合は、理由を明らかにした上で、最優秀提案事業者の候補者を特定しないことができる。この場合において、当該事業についての契約は行うことができず、契約の相手方の選定を全てやり直すものとする。

（採用及び不採用の通知）

**第14条** 病院事業管理者は、前条の規定による評価委員会の評価の結果を踏まえ、最優秀提案事業者を決定し、最優秀提案事業者にあつては採用決定通知書（様式第5号）により、その他の者にあつては不採用決定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（最優秀提案事業者の公表）

**第14条の2** 病院事業管理者は、前条の規定により最優秀提案事業者を決定した場合は、次に掲げる事項を公表しなければならない。

- (1) 業務等の概要
- (2) 最優秀提案事業者の所在地並びに商号又は名称及び代表者氏名

（契約及び仮契約）

**第15条** 最優秀提案事業者との契約は、病院事業管理者の決定を経た後に行わなければならない。

（選定結果の公表）

**第16条** 病院事業管理者は、契約締結後、事業者選定の結果について、第14条の2第1号及び第2号に掲げる事項に加え、次に掲げる事項を公表しなければならない。

- (1) 契約金額及び消費税
- (2) 評価委員会における審査の概要
- (3) その他必要な事項